

学校法人別府大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人別府大学（以下、「本学」という。）の教職員及び学生等が個人として尊重され、ハラスメントのない快適な環境において就労及び就学ができる権利を保証するため、ハラスメントの防止及びハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関して、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びこれらに類する言動をいう。
- 2 セクシュアル・ハラスメントとは、教職員又は学生等が、他の教職員又は学生等に対して行う、相手を不快にさせる性的又は性差別的な言動をいう。
 - 3 アカデミック・ハラスメントとは、教職員又は学生等が、職務上、修学上又は研究上の優位性を背景に他の教職員又は学生等に対して行う、修学上又は研究上の不適切で不当な言動をいう。
 - 4 パワー・ハラスメントとは、教職員が他の教職員に対して行う、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をいう。
 - 5 教職員とは、専任及び非常勤の教員、事務職員その他本学と雇用関係を有する者をいう。
 - 6 学生等とは、学校法人別府大学の設置する学校等に在籍する学生（科目等履修生、研究生等を含む。）、生徒、児童及び園児をいう。
 - 7 本学の構成員とは、前二号に定める教職員及び学生等をいう。

(責務)

- 第3条 本学は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じる。
- 2 すべての教職員は、自らハラスメントの防止に努めなければならない。
 - 3 すべての教職員は、ハラスメントを見聞きしたときは、被害者から話を聴く、相談員に相談する、加害者に注意を促すなど、それぞれの立場でハラスメントの解決に向けて行動するよう努めるものとする。
 - 4 本学の構成員のうち、教職員を監督する地位にある者及びクラス担任、指導教員など学生等を指導する立場にある者は、日常の指導等により、ハラスメントが起らないよう指導・監督下にある者に対して注意を促すとともに、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(委員会等の設置)

第4条 ハラスメントを防止し、必要な対策等を講じるため、本学にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)及びハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 防止委員会は、ハラスメントの事実関係を把握するため、必要に応じてハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

第2章 防止委員会

(防止委員会の任務)

第5条 防止委員会は、ハラスメントの防止及び対策を統括する組織として、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止等の啓発及び研修に関すること。
- (2) 相談員との連携に関すること。
- (3) 調査委員会の設置に関すること。
- (4) ハラスメントの問題を解決するための緊急措置、注意・警告、調停、調査その他必要な措置や手続に関すること。
- (5) その他、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項。

(防止委員会の構成)

第6条 防止委員会は、定例役員会議のメンバーをもって構成する。

2 防止委員会の委員長は理事長をもって充て、副委員長は別府大学学長をもって充てる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

第3章 相談員

(相談員の任務)

第7条 相談員は、教職員又は学生等から、ハラスメントの相談に応じることを任務とする。

(相談員の任命)

第8条 相談員は、次に定めるところにより、防止委員会が選考し、理事長が任命する。

- (1) 別府大学及び別府大学短期大学部の教員2人(男女各1人)
- (2) 明豊高等学校、明豊中学校、明星小学校、附属幼稚園、明星幼稚園及び附属看護専門学校の教員 各1人
- (3) 心理学担当教員 1人
- (4) 事務職員 2人(男女各1人)

2 学生等に係る相談員については、学校ごとに学長、校長等が別に委嘱することができる。これらの相談員は、前項の相談員と兼務することができる。

- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、防止委員会の委員を兼務してはならない。

(相談の受付)

第9条 相談員への相談は、面談、手紙、電話等のいずれでも受け付けるものとする。

- 2 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号は、教職員等に明示するものとする。

(相談員の留意事項等)

第10条 相談員は、相談を受けるに当たり、次の各号の事項に特に留意するものとする。

- (1) 相談者の悩みをよく聴き、相談者の受けた行為がハラスメントにあたるかどうか理解することを助けるとともに、今後取るべき方法(苦情申立て、調停、調査等)について、相談者が自分で意思決定するために、必要な情報を提供すること。
 - (2) 相談内容を記録し、防止委員会に報告するとともに、相談者が苦情申立て等を希望したときは、防止委員会にその旨を報告すること。
 - (3) ハラスメントが継続しており、その行為を止めさせることについて緊急性があると認められるときは、すみやかに防止委員会にその旨を報告すること。
- 2 相談員は、相談があったこと及びその内容を漏らしてはならない。

第4章 苦情申立て及び手続開始

(苦情申立て)

第11条 ハラスメントを受けたと感じた教職員及び学生等(以下「被害者」という。)は、防止委員会に苦情申立てをすることができる。

- 2 申立ては、別紙の「ハラスメント苦情申立書」又はこれと同じ事項を記載した書面を防止委員会に提出することにより行うものとする。
- 3 被害者が学生、生徒、児童及び幼児の場合にあっては、その保護者が申立書を提出することができる。

(手続開始)

第12条 防止委員会は、前条の苦情申立てがあったときは、数名の委員を指名し、苦情申立ての受理・不受理及び手続の選択の判断に必要な範囲で事実関係を確認する。

- 2 防止委員会は、苦情申立てを受理することが明らかに相当でないと認められる場合には、受理しないことができる。
- 3 防止委員会は、苦情申立てを受理したときは、注意・警告、調停、調査のどの手続が問題解決のために最も適切か苦情申立人の希望を勘案し、適切な手続を開始する。

(緊急措置)

第13条 防止委員会は、ハラスメントによる被害が重大であると認知したときは、苦情申立て

の有無にかかわらず、被害者の同意の下に、緊急措置として、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 加害行為の中止命令
 - (2) 被害者への接近の禁止
 - (3) 修学及び就労環境を確保するため、指導教員、研究室、就業場所の変更等の措置をとる旨の当該部局長への勧告
 - (4) その他加害行為から生じる被害を早急に防止するために必要な措置
- 2 緊急を要する場合で、防止委員会を開催することが困難なときは、委員長が前項の措置をとることができる。この場合、委員長は直後の防止委員会に措置内容を報告しなければならない。
 - 3 緊急措置の対象とされた加害者は、当該措置に不服があるときは、速やかに委員会に対して不服申立てをすることができる。
 - 4 前項の申立てがあったとき、委員会は、速やかにその当否について審議し、緊急措置のとりやめ又は継続を決定する。なお、この決定に対する再度の不服申立ては認めない。

第5章 注意・警告、調停

(注意・警告)

第14条 防止委員会は、苦情申立てを受理した後、ハラスメントの深刻化を防ぐため又はハラスメントを解決するために適切であると認めたときは、その被害の程度に応じて、被苦情申立人に対して注意又は警告を行うことができる。

- 2 注意・警告は、原則として被苦情申立人に書面を手渡すことにより行う。
- 3 本条の注意又は警告は、就業規則上の処分ではない。

(調停)

第15条 防止委員会は、苦情申立てを受理した後、ハラスメントを解決するために適切であると認めたときは、苦情申立人及び被苦情申立人（以下「当事者」という。）双方の合意の下に、調停で手続を終了させることができる。

- 2 防止委員会は、調停にあたって、委員の中から2人以上の調停委員を指名し、合意内容を調整させ、調停に立ち合わせるものとする。
- 3 調停委員は、調停にあたり、当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努めるものとする。
- 4 調停委員は、調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停書案（誓約書案）を当事者に提示することができる。ただし、調停書案（誓約書案）の受諾は、当事者が自由意思で決定するものであり、調停委員が強制してはならない。
- 5 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。
 - (1) 当事者間で合意が成立し、調停書（誓約書）を手交したとき。
 - (2) 当事者が、調停の打ち切りを申し出たとき。
 - (3) 防止委員会が、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

6 前項第2号及び第3号による調停の終了は、調査手続の開始を妨げない。

第6章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第16条 防止委員会は、調査手続の開始を決定したときは、調査委員会を設置する。

(調査委員会の任務)

第17条 調査委員会は、ハラスメントの事実関係を明らかにするため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 当事者からの事情聴取
- (2) 当事者に対する関係資料等の提出要請
- (3) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項

2 調査委員会は、2か月以内に調査を終えるものとする。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、相当期間延長することができる。

3 調査委員会が、第1項第1号又は第2号に係る要請を当事者に行ったにもかかわらず、正当な理由なく応じなかった場合は、当該当事者が調査に応じなかったものとみなして調査を終了することができる。

(調査委員会の構成)

第18条 調査委員会は、防止委員会の委員の中から委員長が指名する2人以上の委員をもって構成する。

2 防止委員会の委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員に加え、委員以外の専任教職員又は学外の有識者に調査委員を委嘱することができる。

3 調査委員会の委員長は、防止委員会の委員長が指名する。

4 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

5 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼任することができる。

(調査に当たっての注意義務)

第19条 調査委員会は、調査を進めるに当たり、中立的な立場で、当事者及び関係者の人権に十分配慮するとともに、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。

(委員の交替又は調査の打ち切りの申出)

第20条 前条に違反する行為があった場合、苦情申立人は調査委員会に対して当該委員の交替又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の委員の交替の申出があったとき、委員会は直ちに補充の委員を選考しなければならない。

(調査の終了、報告)

第21条 調査は次の各号の場合に終了する。

(1) 調査委員会の調査が完了したとき。

(2) 苦情申立人が、調査の途中で、前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。

2 2か月以内に調査が終了する見込みがなく、相当期間の延長をしても終了する見込みがないときには、防止委員会の議を経て、調査を終了させることができる。

3 調査委員会は、調査が終了したときは、直ちに防止委員会に結果を報告しなければならない。

(調査結果に対する不服申立て)

第22条 防止委員会は、調査委員会の報告に基づいて結論を出したときは、速やかに当事者に文書により通知しなければならない。

2 当事者は、前項の通知に不服があるときは、2週間以内に理由を付して防止委員会に不服申立てをすることができる。ただし、調査に応じなかったとみなされた当事者については、不服申立てを認めない。

3 防止委員会は、前項の不服申立てに理由がないと認められる場合は、不服申立てを受理しないことができる。なお、この決定に対する不服申立ては認めない。

4 防止委員会は、不服申立ての内容を確認した結果、再調査の必要があると認めるときは、原則として1か月以内に調査委員会に再調査を行わせ、その結論を当事者に伝えるものとする。なお、再調査の結果に対する不服申立ては認めない。

(調査結果を受けた手続)

第23条 防止委員会は、調査によって事実関係を把握した結果、必要があると認めたときは、次の手続を進めることができる。

(1) 第14条に基づく注意又は警告

(2) 第15条に基づく調停

2 防止委員会は、調査によって事実関係を把握した結果、ハラスメントが懲戒処分に相当する行為であると認めたときは、職員懲戒規程に基づく懲戒処分の手続の開始を理事長に具申することができる。

第7章 守秘義務等

(守秘義務等)

第24条 防止委員会の委員、相談員、調査委員会の委員、事務担当者(以下「委員等」という。)は、任期中及び退任後においても、本規程の任務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第8章 雑則

(事務)

第25条 本規程の運用に必要な事務は、法人事務局総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、理事長が行う。

附則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。「学校法人別府大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・対策要綱」は、廃止する。

ハラスメント防止委員会 御中

苦情申立人（署名）

ハラスメント苦情申立書

(被害者) 苦情申立人	<氏名>	<生年月日> 年 月 日	<性別> 男・女
	<所属学校・学部・部局等>		
<連絡先> ※連絡する可能性があります。			
【現住所】			
【電話番号】		【携帯電話番号】	
【電子メールアドレス】			
(加害者) 被苦情申立人	<氏名>		<性別> 男・女
	<所属学校・学部・部局等>		
ハラスメント被害の内容			
希望手続	<input type="checkbox"/> 注意・警告 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他	要望事項	

(注) 「ハラスメント被害の内容」欄は事実関係を時系列に記入してください。詳細を記した別紙を添付してもかまいません。「希望手続」欄は未記入でも結構です。